

随意契約（相手方指定）調書

件名	修繕契約（南千住第一・第二学童クラブ空調機取替）	5100094
工（納）期	令和4年9月20日	
契約締結日	令和4年8月19日	
契約金額	5,830,000円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社オーテック (法人番号：7011501005810)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	修繕契約（南千住第一・第二学童クラブ空調機取替）
指定業者 （案）	名称 株式会社オーテック 所在地 東京都荒川区東尾久一丁目30番3号 代表者 代表取締役 大野 直人
指定理由	<p>本件は、南千住第一・第二学童クラブの空調機が老朽化により作動しなくなったことに伴い、利用児童の熱中症等予防・安全な運営体制確保の観点から、室外機及び室内機の更新を緊急で実施するものである。</p> <p>主管課からは、契約締結にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、上記業者は、令和2年度と平成30年度に本施設の空調修繕を実施した実績があり、本施設における室外機・室内機双方の関連配管設備の現状を熟知しているため、施工前の詳細調査を要しないことから作業期間を大幅に短縮可能であり、効率的で確実な実施が期待できる。</p> <p>以上の理由から、早急な契約締結、及び限られた期間内での確実な履行を担保するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）を適用し、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 （緊急の必要により競争入札に付することができないとき）